

提案理由説明書

令和6年第1回美浦村議会臨時会

議 案 目 次

- 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(村道破損による一般車両事故の損害賠償の額の決定及び和解について)
- 議案第 2 号 美浦村手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 号 公の施設の指定管理者の指定について (地域産品直売所)
- 議案第 4 号 令和 5 年度美浦村一般会計補正予算 (第 6 号)
- 議案第 5 号 令和 5 年度美浦村水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 6 号 令和 5 年度美浦村下水道事業会計補正予算 (第 4 号)

議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

(村道破損による一般車両事故の損害賠償の額の決定及び和解について)

(議案書 3 ページ・4 ページ)

議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

議案書の 3 ページ・4 ページをお開きください。

本案は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 5 年 12 月 25 日に専決処分を行いましたので、同条 3 項に基づきご報告をするとともに、ご承認をお願いするものでございます。

4 ページをお開き頂きたいと思っております。

専決処分の内容といたしましては、令和 5 年 11 月 21 日、村道 2454 号線を定期的に通過するタンクローリーが通行したところ、道路が陥没し、相手方の車両を破損させました。

この件につきましては、美浦村の過失割合は 100% であるため、速やかにレッカー車による移動、損害箇所の補修及び賠償額の支払いを完了すべく、手続きを進めました。

相手方とはすでに和解もしており、今後物件損害及びこれに伴う一切の請求は行わないことを確認しております。

以上、議案第 1 号 専決処分を行いました村道破損による一般車両事故の損害賠償の額の決定及び和解につきまして、ご説明申し上げます。

ご審議のうえ、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第 2 号 美浦村手数料徴収条例の一部を改正する条例

(議案書 5 ページ・6 ページ)

議案第 2 号 美浦村手数料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 5 ページ・6 ページをお開きください。

この条例は、戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に準じて、次のとおり改正するものでございます。

(1) 戸籍謄本等の広域交付に伴い、磁気ディスクをもって調製された戸籍及び除籍に係る書面という表記を戸籍証明書及び除籍証明書に改めること。

(2) 電子証明書提供用識別符号の発行事務が追加されることに伴い、本村が徴収する手数料及びその額を定めること。

(3) 戸籍の届書の画像を電子化し、届書等情報として作成できることに伴い、証明書の交付及び閲覧をすることができる情報に同情報を追加すること。

以上、議案第 2 号 美浦村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

ご審議のうえ、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（地域産品直売所）

（議案書 7 ページ）

議案第 3 号、公の施設の指定管理者の指定について（地域産品直売所）ご説明を申し上げます。

議案書の 7 ページをお開きください。

本案は、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、地域交流館みほふれ愛プラザ内にごさいます「地域産品直売所」につきまして、株式会社プロジェクト茨城を指定管理者として指定するものであります。

また、指定管理の期間は令和 6 年 4 月 1 日より令和 7 年 3 月 31 日までの 1 カ年とし、詳細につきましては協定書の締結により決定する予定でございます。

以上、議案第 3 号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議案第 4 号 令和 5 年度美浦村一般会計補正予算（第 7 号）

（議案書 8 ページから 14 ページ）

議案第 4 号 令和 5 年度美浦村一般会計補正予算（第 7 号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算ですが、令和 5 年 11 月 2 日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、「重点支援地方交付金」について、地域の実情に応じて、困難な状況にある者をしっかりと支えるとの観点から追加する方針が示されました。

「低所得者支援枠を追加的に拡大するとともに、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援交付金を追加する」旨が盛り込まれた補正予算が 11 月 29 日に成立しております。

今回の補正は、物価高に伴う影響を被る生活者や事業者の方々が必要な支援を可及的速やかに行うための予算の計上をお願いするものでございます。

また、美浦村ふるさと応援寄附金の増収に伴う、経費等の増額につきまして、あわせて補正予算の計上をお願いするものでございます。

それでは、8 ページをお開きください。

第 1 条、歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入、歳出それぞれ 8, 154 万 5 千円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を、83 億 7, 556 万 1 千円とするものでございます。

ただいま申し上げましたことにつきまして、補正予算事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

最初に歳出予算から申し上げます。

議案書の14ページをお開きください。

総務費について申し上げます。

総務管理費の企画費では、ふるさと応援寄附金事業費で、総額1,324万1千円の増額補正をお願いしております。

この補正は、冒頭にご説明しましたとおり、美浦村ふるさと応援寄附金で3,000万円の増収を見込み、返礼品代となります記念品代、公金払い手数料、システム使用料につきまして、増額補正をお願いするものであります。

応援基金費では、只今説明いたしました、美浦村ふるさと応援寄附金で3,000万円の増収分は基金に積み立てることとなりますので、基金積立額3,000万円の増額補正をお願いいたしております。

続いて、衛生費について申し上げます。

保健衛生費の上水道費では、水道事業費で、水道事業会計補助金として、336万2千円を計上いたしております。

こちらは、冒頭にご説明しました、物価高騰対策として行う事業のうち、公営企業会計である水道事業会計への補助金分となります。物価高騰に伴う電気料金の高騰に係る負担が受益者に及ばないように、村一般会計から補助を行うものです。

財源につきましては、全額国庫補助金の、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となっております。

続いて、農林水産業費について申し上げます。

農業費の農業振興費では、物価高騰対策農業経営安定化事業費で、電気料金高騰緊急支援補助金として、165万2千円の増額補正をお願いいたしております。

こちらは、同じく物価高騰対策として行う事業のうち、美浦村を管轄する土地改良組合等への補助金分となります。土地改良区等への補助により、農業者の用水利用等に係る負担軽減及び土地改良区等の経営体質強化を図るものです。

財源につきましては、同じく全額国庫補助金となっております。

同じく農業費の農地費では、農業集落排水事業費で、下水道事業会計補助金として、817万1千円の増額補正をお願いいたしております。

こちらは、先ほど水道事業費でご説明しました事業と同じく、公営企業会計である美浦村下水道会計へ補助することで、受益者負担を軽減するものとなっております。

財源につきましても、同じく全額国庫補助となります。

続いて、商工費について申し上げます。

商工費の商工振興費で、物価高騰対策地域経済活性化事業費では、交通事業者支援金として778万円、貨物運送業者支援金として520万円、総額で1,298万円の増額補正をお願いいたしております。

交通事業者支援金につきましては、物価高騰等の影響により、利用客の減少を受けている公共交通事業者を支援することで、村民の日常的な交通手段を確保することを目的としております。

また、貨物運送業者支援金につきましては、物価高騰等により、大きな影響を受けている貨物運送事業者に対し、事業継続を支援するものとなっております。

財源につきましては、いずれも全額国庫補助金となっております。

続いて、土木費について申し上げます。

都市計画費の、公共下水道費では、公共下水道事業費で、下水道事業会計補助金として、1,213万9千円の増額補正をお願いいたしております。

こちらは、先ほどの水道事業費及び農業集落排水事業費でご説明した事業と同様のものとなりますので、説明は省略させていただきます。

なお、財源につきましては、国庫補助金が673万6千円、一般財源が540万3千円となっております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

13ページをお開きください。

国庫支出金について申し上げます。

国庫補助金の総務費国庫補助金で、歳出予算でご説明申し上げた事業費の財源となる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に3,290万1千円を計上しております。

続いて、寄附金について申し上げます。

寄附金の指定寄付金では、歳出予算でご説明しておりますとおり、美浦村ふるさと応援寄附金の見込み額の増に伴い、3,000万円の増額補正をいたしております。

続いて、繰入金について申し上げます。

基金繰入金の財政調整基金繰入金では、今回の補正の財源調整分として、1,864万4千円増額補正いたしております。

以上、令和5年度一般会計補正予算（第7号）の概要について、ご説明申し上げます。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議案第5号 令和5年度美浦村水道事業会計補正予算（第3号）

（議案書15ページから18ページ）

議案第5号 令和5年度美浦村水道事業会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の15ページをお開きください。

第2条の収益的収入及び支出につきましては、収入の水道事業収益で336万2千円の増額補正をお願いしております。

それでは、補正予算明細書に基づきましてご説明申し上げます。

18ページをお開きください。

収入の水道事業収益の営業外収益で336万2千円の増額補正をお願いしております。

こちらにつきましては、電気料金の高騰分についての一般会計の補助金でございます。

以上、令和5年度美浦村水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議案第6号 令和5年度美浦村下水道事業会計補正予算（第4号）

（議案書19ページから22ページ）

議案第6号 令和5年度美浦村下水道事業会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の19ページをお開きください。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、収入の事業収益で2,031万円の増額補正をお願いしております。

それでは、補正予算明細書に基づきましてご説明申し上げます。

22ページをお開きください。

収入の事業収益の営業外収益で2,031万円の増額補正をお願いしております。

こちらにつきましては、電気料金の高騰分についての一般会計の補助金でございます。

以上、令和5年度美浦村下水道事業会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。